

○岡山県警察岡山市警察部規程

(平成 21 年 3 月 25 日警察訓令第 11 号)

改正 平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号 平成 27 年 3 月 5 日警察訓令第 2 号

平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号 令和 2 年 3 月 30 日警察訓令第 13 号

岡山県警察岡山市警察部規程を次のように定める。

岡山県警察岡山市警察部規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県警察組織規則(昭和 29 年岡山県公安委員会規則第 1 号)第 4 条の規定に基づき、岡山県警察岡山市警察部(以下「市警察部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市警察部長)

第 2 条 市警察部長は、警視正又は警視をもって充てる。

(庶務課)

第 3 条 市警察部に庶務課を置く。

2 庶務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岡山市その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 岡山市の区域内における警察運営の企画・調整に関すること。
- (3) 市警察部の庶務に関すること。
- (4) 市警察部長の特命に関すること。

3 庶務課に庶務係及び企画調整係を置く。

(課長)

第 4 条 庶務課に課長を置き、警視をもって充てる。

2 課長は、市警察部長の指揮監督を受け、所掌事務を掌握し、部下の職員を指揮監督する。

(次長)

第 5 条 庶務課に次長を置き、警視又は警部をもって充てる。

2 次長は、課長を補佐するとともに、部下の職員を指揮監督し、課長に事故があるときは、その事務を代行する。

(課長補佐)

第 6 条 庶務課に課長補佐を置き、警部又は行政職員若しくは技術職員をもって充てる。

2 課長補佐は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。

(専門職)

第 7 条 係に専門職を置くことができる。

2 専門職は、行政職員又は技術職員をもって充てる。

3 専門職は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。

(係長及び主任)

第 8 条 係に係長及び主任を置くことができる。

2 係長及び主任は、警察官(警部補及び巡査部長に限る。以下この項において同じ。)又は行政職員若しくは技術職員をもって充てる。この場合において、警察官を充てる場合には、係長には警部補を、主任には巡査部長をもって充てる。

3 係長及び主任は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。

(専門官)

第 9 条 係に専門官を置くことができる。

2 専門官は、警部補をもって充てる。

3 専門官は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。

(係員)

第 10 条 係に別表に定める係員を置くことができる。

2 係員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 5 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日警察訓令第 13 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 10 条関係)

係員の職名	充てる職員
巡査長	巡査
巡査	
主任主事	行政職員
主事	
主任技師	技術職員
技師	

